

## ワーキングパーティ D 金融サービス、会計及び税制 (仮訳)

### D-EJ-1 金融危機を受けた金融市場の改革への支持

- ・ G20 金融サミットは、現在の金融危機の根本的な原因として、市場参加者がリスクを適正に評価せず、より高い利回りを求め、適切なデュー・デリジェンスの実施を怠っていたこと、脆弱な引き受け基準、不健全なリスク管理慣行、ますます複雑で不透明な金融商品及びその結果として起こる過度のレバレッジが生じていたこと、これらが組み合わさって、システムの脆弱性を創出したことを指摘している。その上で、いくつかの先進国において政策立案者、規制当局及び監督当局は、金融市場において積み上がっていくリスクを適切に評価、対処せず、また金融の技術革新の速度について行けず、あるいは国内の規制措置がシステムにもたらす結果について考慮しなかったことを挙げている。我々はこうした金融危機の原因に対する見方に同意する。
- ・ G20 サミットは、金融市場の改革のための共通原則として、①透明性及び説明責任の強化、②プルデンシャル規制の拡大、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革を掲げた。G20 諸国はこれらに関するアクション・プランを定め、実行する段階に入っている。
- ・ 我々は、こうした金融市場の改革によって金融機関、市場、商品の透明性及び説明責任が向上し、公正さと誠実さが確保されることを支持する。ただしその際、革新性・刷新性が重要であり、規制とのバランスに留意する必要があることを指摘する。
- ・ G20 では、景気回復が確実になった後に様々な規制強化策を導入するとされた。我々は景気回復の確実性の判断は慎重に行い、各種の規制の内容や実施時期について柔軟に検討されるべきであることを指摘する。
- ・ 金融・資本市場及びその制度の安定性は、資金調達を行う事業会社など、市場の利用者の観点からも重要である。現在、金融システムの安定化と金融機関の支援のため、政府が市場に介入しているが、その介入は市場に歪みを与えるべきではなく、可能な限り速やかに解除されるべきである。

### D-EJ-2 プルデンシャル規制

- ・ G20 では銀行の自己資本規制に関するプロシクリカリティへの対応として、景気悪化の局面においても円滑な与信が行われるよう、好況時には自己資本規制上の最低水準を上回る資本バッファを積み上げることを求める一方、景気後退期には資本の取り崩しを容認するとした。その一方で、2010 年までにバーゼル委員会に対し最低水準のレ

ビューと提言作成を求めるなどした。

- ・ 景気循環に応じた資本バッファの積み増しや最低水準の引き上げの政策は、仮にそのタイミングの判断を誤ると、自己資本規制がもたらすプロシクリカリティの問題を、さらに増幅させるリスクをはらんでいることに十分留意する必要がある。景気回復の判断は慎重に行われる必要がある。
- ・ バーゼル委員会では、トレーディング勘定の所要自己資本強化が議論されている。バーゼルⅡの適用金融機関は、預金を取り扱う純粋な銀行以外の金融機関に広がっている。金融機関は業態ごとに様々な規制の適用を受けている。保険会社にはソルベンシーⅡが導入されようとしている。政府は、様々な金融機関の間では、事業内容やそれに伴うリスク及び制度変更によるインパクトが異なることにも留意すべきである。
- ・ 自己資本の定義の見直しについては、新たなルールを一時に適用すると金融機関の健全性を損うおそれがあることから、一定の経過措置を設けるべきである。
- ・ リスクベースの自己資本比率規制を補完するものとして、リスクベースではない簡素で透明性の高い指標を導入するに当たっては、財務諸表の計上に係る各国の会計基準の相違を踏まえ、レベル・プレイング・フィールドを確保すべきである。
- ・ また、公的資金を投入された金融機関とそれ以外との公平・公正な競争条件が確保されるべきである。

#### D-EJ-3 リスク管理

- ・ 今回の金融危機の教訓として、金融機関において、自己資本比率のみならず、流動性リスクやカウンターパーティリスクの管理を強化する必要性が明らかになった。しかし、我々は、政府による一部の金融機関への支援や中央銀行による異例の流動性供給を経験したところでもある。リスク管理の強化は、方向としては正しいものの、性急な対応としないよう配慮すべきである。
- ・ 流動性リスク管理に関して、クロスボーダーの金融機関にはより強固な流動性バッファを促す国際的な枠組みを構築する方針となっている。しかし、流動性バッファ規制が各国で区々である場合には、レベル・プレイング・フィールドの問題が生じるほか、資産の囲い込み競争につながるおそれも考えられる。流動性バッファを促す国際的な枠組みにおいては、流動性のクロスボーダーな性質にも配慮しつつ、各国間での規制の調和が求められる。

- ・ カウンターパーティリスク管理の強化を求めるにあたって、現実的に対応可能な規制水準を要請すべきである。
- ・ 長期的な視点に基づいた企業経営と報酬体系が、健全なリスク・マネジメントの観点でも重要であるとする。

#### D-EJ-4 証券化に係るリスク管理の強化

- ・ 現在の金融危機において、証券化商品が危機の拡散につながったことは間違いない。その原因は、複雑なストラクチャーをもった証券化商品が組成され、デュー・デリジェンスの不備など証券化プロセスに関与する金融機関、格付会社その他の機関の自己規律が十分に働かなかったことにある。しかしながら、信用リスクを移転するための証券化の意義が失われたものではない。特に、日本を始めとして銀行セクターにマクロ的に与信が集中している国・地域においては、システミックなリスクを回避する観点から証券化によるリスクの分散の必要性は高い。
- ・ G20 金融サミットにおいて証券化のリスク管理として、デュー・デリジェンス及び定量的保有の義務が検討項目として挙げられている。後者については、オリジネーター等に証券化商品の一定割合を保有させることで投資家のインセンティブと合致させることが狙いであると考えられるが、そのような施策は、証券化のインセンティブそのものを削ぐ危険性があり、保有割合をいかに設定するかという難問を伴うことに留意すべきである。

#### D-EJ-5 会計基準

- ・ WP-D の前身である WP2 では、昨年、基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的なコンバージェンスについて提言したが、金融安定化理事会（FSB）により国際的な基準設定主体の活動に対する戦略的レビューが行われることとなった。また、IASB は、IOSCO、欧州委員会、米 SEC、日本の金融庁を含む外部監督主体を設立した。さらに、IASB と FASB は金融・資本市場の経験豊富なシニア・リーダーから成る金融危機諮問グループ（FCAG）を設立し、金融危機及びグローバルな規制の変化が会計基準設定に与える影響についての助言を受けることとなった。我々は、これらのコンバージェンス及びガバナンスの向上に向けた活動を歓迎し、今後の進展を注視する。
- ・ 金融安定化フォーラムは、プロシクリカリティに関して銀行の自己資本に加えて、貸倒引当金及び公正価値会計などの問題を取り上げ IASB 等に検討を行うよう提言を行っている。このプルーデンス上の問題は一方で、投資家保護の問題と相反する可能性もあり、

慎重な検討が求められる。

- ・ 財務会計の目的として、株主や債権者など、社外のステークホルダーへ財務情報を提供することが挙げられるが、我々は、会計基準策定の際には、経営者の視点も重要となることを指摘する。会計基準の変更は企業活動に影響を与え、その結果、経済全体へ影響を及ぼす。我々は業績の会計情報として純利益が有益であると考えている。
- ・ IASB では金融商品会計の見直しの議論の中で、売却可能有価証券の評価差額は、その他包括利益で認識する方向を検討しているが、我々はこれを支持する。また、有価証券の売却による実現損益は、当期純利益として認識されるべきであることを指摘する。
- ・ 退職給付会計における即時認識強化の一環として、数理計算上の差異は発生時にすべてを当期利益で認識する方向性が示されている。金融市場の短期的な変動に起因する年金数理上の差異を即時認識することにより、結果的に、雇用主の加入者に対する長期的な約束である年金制度が、損益計算書に過度な変動をもたらすことになりうる。我々は、このような会計基準は採用されるべきではないと考える。
- ・ IASB の財務諸表表示プロジェクトに関して、キャッシュフロー計算書について直接法の必須化を要求している点を懸念している。財務諸表利用者は、間接法の開示で十分に有用な情報を得ており、企業負担が大幅に増加するコストを踏まえると、直接法の必須化に大きなメリットがあるとは思えない。

#### D-EJ-6 日 EU に向けた税制関連の提言

- ・ 日本と欧州の政府は、子会社からの親会社への配当や、ロイヤリティ及び利息の支払いについて、出来る限り非課税となるよう配慮すべきである。我々は、EU 各国が速やかに日本との租税条約を締結することを要望する。税務当局間の協議の場を確保することが重要である。
- ・ 企業会計のコンバージェンスが進展するにつれて、企業会計と、依然として国別の税制・税務との間に乖離が生じることになる。我々は、日欧の税務当局がこの乖離の問題に柔軟に対応することを要望する。

#### D-J-7 日本に向けた税制関連の提言

- ・ 我々は、企業が国際的な展開を滑らかに実行する為に、日本の税務当局が移転価格税制に係る執行の透明性を確保するよう要望する。また、国際的な共通理解の視点から、我々は日本の税務当局が OECD モデルのような国際的共通モデルに回帰することを要

望する。

- ・ 我々は、日本政府に子会社繰越欠損金の持込の容認、連結納税の開始或いは加入に伴う資産の時価評価の免除、連結グループ内(連結完全支配関係がある連結法人に対する)寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望する。
- ・ 我々は日本の税務当局に法人税率引下げを検討することを要求する。
- ・ 少子高齢化の進む日本では、国民ひとりひとりが現役時代に、資産運用を通じて老後に向けた資産形成を行う必要性が高まる。また同様に、医療（病院）や介護、年金分野における民間保険の役割が益々重要になってくる。我々は、日本政府に対して、そのような個人の自助努力を支援する税制優遇措置の拡充を要望する。